

# 防災備えて安心補助金

地震・津波・台風・大雨など、災害はいつ起こるか分かりません。

また、広範囲の大災害となれば行政の防災対応にも限界があり、地区や自主防災組織などの協力・助け合いが不可欠となります。そして防災上何よりも大切なことは「自分の身は自分で守る！」という住民一人一人の意識の向上と災害に対する備えです。

個人・各家庭での防災力の向上のため、防災用品を購入される方に対して、補助金を交付します。

## 《補助内容》

◎災害に備えた防災用品を購入される方（世帯）に購入費用の一部を補助。

### 【主な補助対象用品】

#### ◆防災用品：

- ・救命胴衣・防災カバンセット・非常持出袋・救急セット・ヘルメット
- ・発電機・充電器・消火器 ほか

#### ◆家具転倒用品等：

- ・タンス、本棚、テレビ、食器棚等、転倒すると危険な家具等を固定防止するためのグッズ
- ・ガラス等の飛散防止フィルム類

※防災備品の対象内容は、裏面をご覧ください。



## 《補助対象者》

◎大紀町に住民登録のある方の世帯で1世帯につき4月～3月の間で1回

## 《補助金の額》

◎一般世帯：対象防災用品購入費用の2分の1以内で、補助金額の上限10,000円

◎避難行動要支援者世帯：上記費用の4分の3以内で、補助金額の上限15,000円

※避難行動要支援者の詳細は、裏面をご覧ください。

## 《申請の方法》

◎防災備えて安心補助金交付申請書兼請求書に必要事項明記のうえ、防災備品を購入した領収書、確認できる写真又は現物を防災安全課又は各支所に提出してください。

※申請書は、防災安全課、本庁、各支所にあります。

※申請者欄は、世帯主名でご記入ください。

※防災備えて安心補助金について、詳しく聞きたい方は、大紀町役場防災安全課までお問い合わせください。

◇問合せ先◇

大紀町防災安全課 0598-73-3318

・・・・・・・・裏面へ・・・・・・・・

## ○補助対象防災用品

区分	分類	対象内容
防災用品	① バッグ	・ 防災セット（セットになっているもの） ・ 非常持出袋（セットになっているもの）
	② 非常食	・ 携帯食（保存期間が3年以上）・非常食（保存期間が3年以上） ・ 乳幼児用飲食物
	③ 水	・ 保存水（保存期間が3年以上）・給水袋
	④ 救急	・ 救急セット（セットになっているもの）
	⑤ 装備	・ 救命胴衣（ライフジャケット） ・ ヘルメット・防災ずきん・ホイッスル・軍手 ・ 電灯類（懐中電灯、ランタン）・ロウソク ・ 発電機・充電器・蓄電池・乾電池（充電式含む） ・ 簡易トイレ・携帯用トイレ・消火器・火災警報器
	⑥ 道具	・ ロープ・着火道具等・寝袋・エアマット・防災バケツ・毛布
	⑦ 情報	・ 携帯ラジオ
	⑧ 防寒	・ 使い捨てカイロ・エマージェンシーシート
	⑨ 汎用	・ カセットコンロ等・ビニールシート類・土のう袋 ・ カセットストーブ
	⑩ 家具転倒防止用品	・ タンス、本棚、テレビ、食器棚等、転倒すると危険な家具を固定、防止するためのグッズ ・ ガラス等の飛散防止フィルム類
	⑪ 詐欺対策	・ 自動応答録音機能が付いた電話機または固定電話に接続可能な機器
	⑫ その他	・ 協議により必要と認められたもの

## ○避難行動要支援者該当者

- ① 65歳以上の独り暮らしの高齢者
- ② 75歳以上の高齢者のみ世帯
- ③ 介護保険法に規定する要介護状態区分3以上の在宅生活者
- ④ 身体障害者手帳3級以上、療育手帳A所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳2級以上所持者
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 上記以外で援助を必要とする者のほか、町長が必要と認められた者